

熱海市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第8号

熱海市火災予防条例の一部を改正する条例

熱海市火災予防条例（昭和37年熱海市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第15号中「ふた」を「蓋」に改める。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第9条第1項中「または」を「又は」に改める。

第11条第2項ただし書中「おおわれた」を「覆われた」に改める。

第11条の2第1項各号列記以外の部分中「して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、第12号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第1項中「または」を「又は」に改める。

第17条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「充てん」を「充填」に改め、同条第1号中「またはけい留」を「又は係留」に改め、同条第3号中「または」を「又は」に、「立入」を「立入り」に改め、同条第4号から第6号までの規定中「または」を「又は」に改め、同条第9号中「充てんまたは」を「充填又は」に改め、同号エ中「または」を「又は」に改め、同号オ中「充てん」を「充填」に、「または」を「又は」に改め、同条第11号中「またはけい留」を「又は係留」に改める。

第21条第1項第2号、第23条第2項及び第7項並びに第24条第1項中「または」を「又は」に改める。

第26条の見出し及び同条第1項中「がん具用」を「玩具用」に改め、同条第2項中「がん具用」を「玩具用」に、「または」を「又は」に改め、同条第3項中「がん具用」を「玩具用」に、「取扱う」を「取り扱う」に、「ふた」を「蓋」に改める。

第27条並びに第29条第3号、第4号及び第6号中「または」を「又は」に改める。

第31条の4第2項第7号、第31条の5第2項第2号及び第31条の6第2項第7号中「ふた」を「蓋」に改める。

第35条第1号中「いす」を「椅子」に改め、同条第2号中「いす」を「椅子」に、「42センチメートル」を「40センチメートル」に改め、同条第5号中「いす」を「椅子」に改める。

第36条第1号中「いす」を「椅子」に改め、同条第2号本文中「いす」を「椅子」に、「42センチメートル」を「40センチメートル」に改め、同号ただし書中「いす」を「椅子」に、「かつ」を「かつ、」に改め、同条第4号ア及びイ中「いす」を「椅子」に改める。

第37条の見出し中「キヤバレー等」を「キャバレー等」に改め、同条中「キヤバレー、カフェー」を「キャバレー、カフェー」に、「キヤバレー等」を「キャバレー等」に、「いす」を「椅子」に、「またはボックス」を「又はボックス」に改める。

第37条の2の見出し中「ディスコ等」を「ディスコ等」に改め、同条中「ディスコ、」を「ディスコ、」に、「ディスコ等」を「ディスコ等」に改める。

第39条第1号ア前段中「いす」を「椅子」に改め、同号ア後段中「長いす式」を「長椅子式」に、「いす席」を「椅子席」に、「42センチメートル」を「40センチメートル」に改める。

第42条中「ディスコ等」を「ディスコ等」に改める。

第44条第4号中「キヤバレー等」を「キャバレー等」に改め、同条第14号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10)急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。